

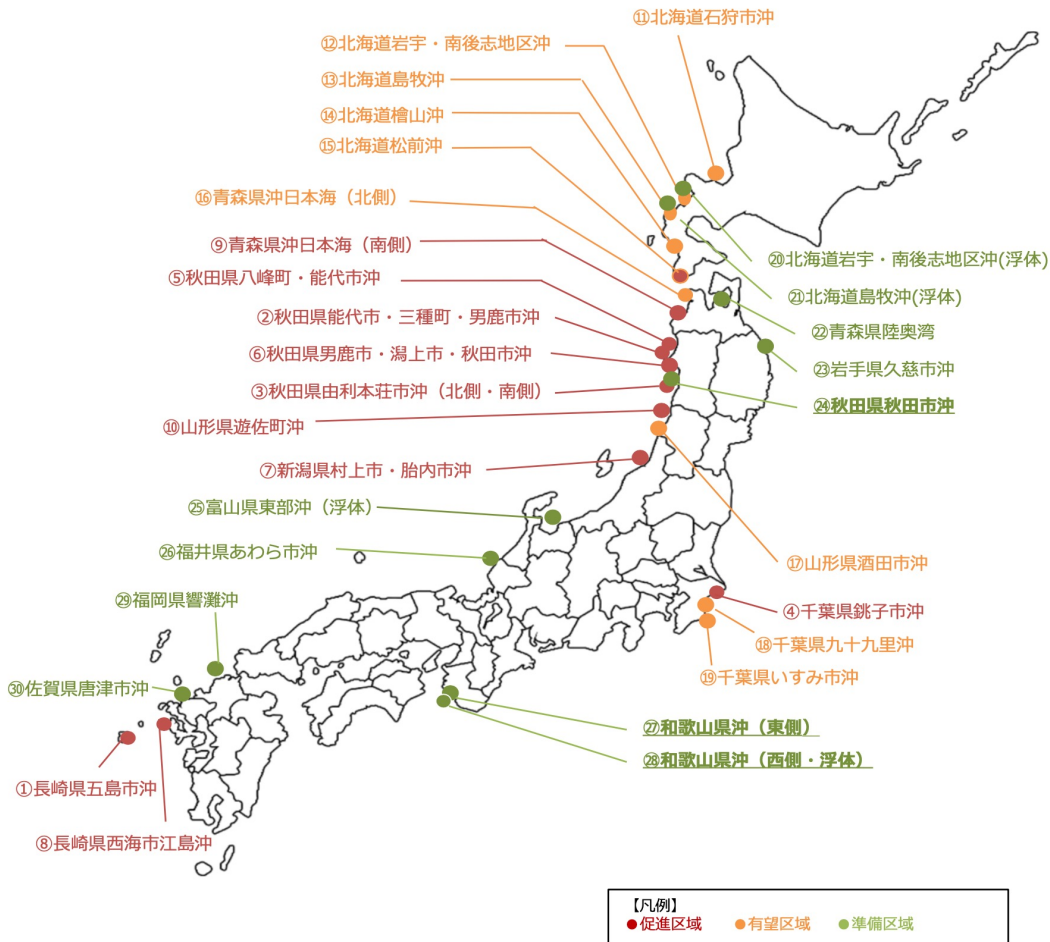
日本海洋政策学会第16回年次大会・パネル
ディスカッション『洋上風力発電の振興を
めぐる論点と政策的課題』

2024年12月21日（土）

山口 健介

東京大学小柴ホール

促進区域・有望区域等の指定・整理状況(令和6年9月27日時点)



経済産業省 (2024)

| 区域名 | 万kW | |
|------|-------------------|--------|
| 促進区域 | ①長崎県五島市沖 (浮体) | 1.7 |
| | ②秋田県能代市・三種町・男鹿市沖 | 49.4 |
| | ③秋田県由利本荘市沖 | 84.5 |
| | ④千葉県銚子市沖 | 40.3 |
| | ⑤秋田県八峰町能代市沖 | 37.5 |
| | ⑥秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖 | 31.5 |
| | ⑦新潟県村上市・胎内市沖 | 68.4 |
| | ⑧長崎県西海市江島沖 | 42 |
| | ⑨青森県沖日本海(南側) | 60 |
| | ⑩山形県遊佐町沖 | 45 |
| 有望区域 | ⑪北海道石狩市沖 | 91~114 |
| | ⑫北海道岩宇・南後志地区沖 | 56~71 |
| | ⑬北海道島牧沖 | 44~56 |
| | ⑭北海道檜山沖 | 91~114 |
| | ⑮北海道松前沖 | 25~32 |
| | ⑯青森県沖日本海 (北側) | 30 |
| | ⑰山形県酒田市沖 | 50 |
| | ⑱千葉県九十九里沖 | 40 |
| | ⑲千葉県いすみ市沖 | 41 |
| | ⑳北海道岩宇・南後志地区沖(浮体) | |
| 準備区域 | ㉑北海道島牧沖(浮体) | |
| | ㉒青森県陸奥湾 | |
| | ㉓岩手県久慈市沖(浮体) | |
| | ㉔秋田県秋田市沖 | |
| | ㉕富山県東部沖(浮体) | |
| | ㉖福井県あわら沖 | |
| | ㉗和歌山県沖 (東側) | |
| | ㉘和歌山県沖 (西側・浮体) | |
| | ㉙福岡県響灘沖 | |
| | ㉚佐賀県唐津市沖 | |

東京大学海洋学際教育プログラム 『海洋問題演習』 - 2020年より秋田を定点観測

事業者選定済

選定業者

日本海洋政策学会 第13号

我が国の洋上風力事業における漁業者との合意形成:
秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖における事例と政策提言
Consensus Building with Fishermen in Japanese Offshore Wind Projects:
A Case Study in the Oga-Katagami-Akita District and Policy Recommendations

山口 龍介¹、田嶋 智²、渡部 照³、巖山 基明⁴
Kensuke Yamaguchi¹, Satoshi Tajima², Akira Watanabe³, Hiteaki Shiroyama⁴

我が国で導入が進行する洋上風力事業においては、漁業者との合意形成が必要である。本稿では、再エネ
海利用法および関連する施行細則の施行期前、秋田県内で行う制度運用及び秋田県でのピア
プランによる事例分析により、漁業者との合意形成の課題を明らかにした。また、先行事例の取組
として次の点を抽出した。1) 漁業者との合意形成を促すものについて制度上の規定が不明
瞭な点。2) 本来含まれるべき利害関係者が合意形成プロセスから排除される可能性がある点。3) 運
行開始で漁業者が合意形成の公共政策との関係が弱くなる点。4) 先行事例に於ける合意形成は漁業者と漁業
者との間の脆弱性のあるネットワークに依存し、合意形成過程に脆弱性を持つ点。5) 合意することを
前提として、合意形成過程を繰り返すことが可能であるため、事業推進と対抗関係が不安定である
点。さらに、結論を導くために、1) 合意形成過程の透明化、2) 漁業権確保の確保、
3) センチネル方式の導入の3点から政策提言を導出した。

キーワード: 合意形成、再エネ海利用法、洋上風力発電、事例分析、秋田県

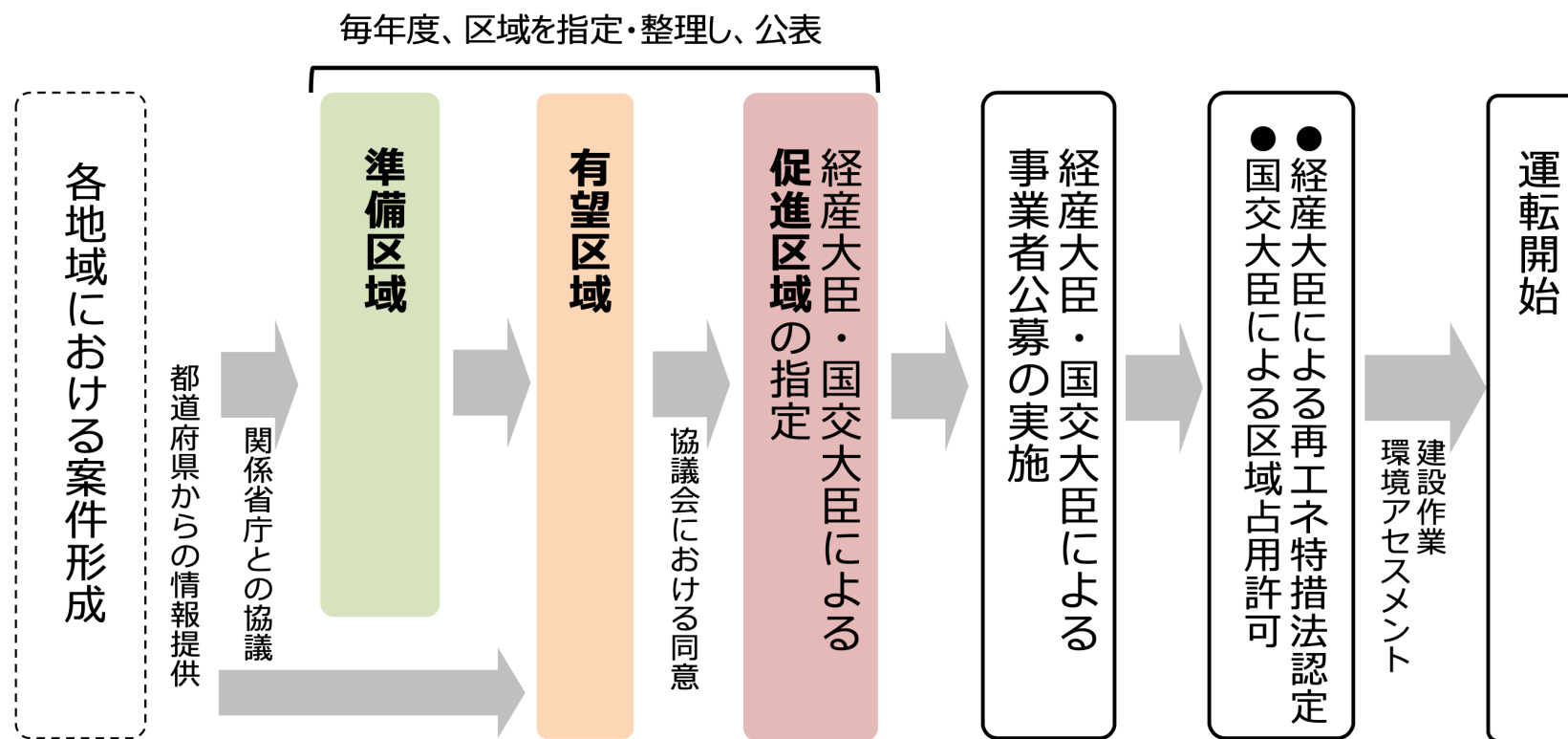
Consensus building with fishermen is crucial for a successful introduction of offshore wind power
projects. This article aims to clarify the current situation of consensus building in Japan by
reviewing the institutional schemes and an interview-based case study in Akita Prefecture, where
offshore wind projects are ongoing ahead of other regions. We identify the following five issues with
the current schemes: (1) institutional provisions are unclear about the consensus-building
processes; (2) stakeholders who should be included might be excluded from consensus building;
(3) the current system requires prior operators to be involved in consensus building, yet provides no
guarantee that their commitments will ultimately be implemented; (4) consensus building under
the current scheme depends on fortuitous networks between the prior operators and fishermen, which
entails vulnerability; and (5) the consensus-building process can be repeated on the assumption

¹ 東京大学公共政策大学院 (Graduate School of Public Policy, The University of Tokyo)
² 国土交通省政策研究センター (Spatial National Research Center (S-NRC), 東京大学大学院政策・メディア研究科
有) (Graduate School of Frontier Science, The University of Tokyo)
³ 東京大学大学院政策研究センター (Spatial National Research Center (S-NRC), 東京大学大学院政策研究科
有) (Graduate School of Frontier Science, The University of Tokyo)
⁴ 東京大学大学院政策研究センター (Spatial National Research Center (S-NRC), 東京大学大学院政策研究科
有) (Graduate School of Frontier Science, The University of Tokyo)
掲載誌: 日本海洋政策学会誌, 第13号, 2024年12月15日

2024. 我が国の洋上風力事業における漁業者との合意形成: 秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖における事例と政策提言. 日本海洋政策学会誌, 第13号, 16-32.

合意形成とは「全ての利害関係者の利益に向け、全会一致の合意を求める、誠意ある努力に関連する過程」のこと。(Harvard Law School)

再エネ海域利用法に基づく区域指定・事業者公募の流れ



意思決定の場：R6版ガイドライン（抜粋）

協議会における協議事項（4（2））：

協議会においては、促進区域の指定に関する事項及び発電事業の実施に関する事項に関し必要な協議を行う



有望区域に整理するための要件（3（1））：

- ・有望区域に整理されるためには、少なくとも協議会において地元関係者との利害調整が可能な程度に地元の受入体制が整っており以下の。（中略）。要件を満たしていることを条件とする。
 - ・利害関係者を特定し、協議会を開始することについて同意を得ていること（協議会の設置が可能であること）
- ※ 関係漁業団体の意向を十分に確認し、協議会を通じて発電事業の実施に向けた議論を行う状況が整っていない場合には、有望区域への整理は行わないこととする。



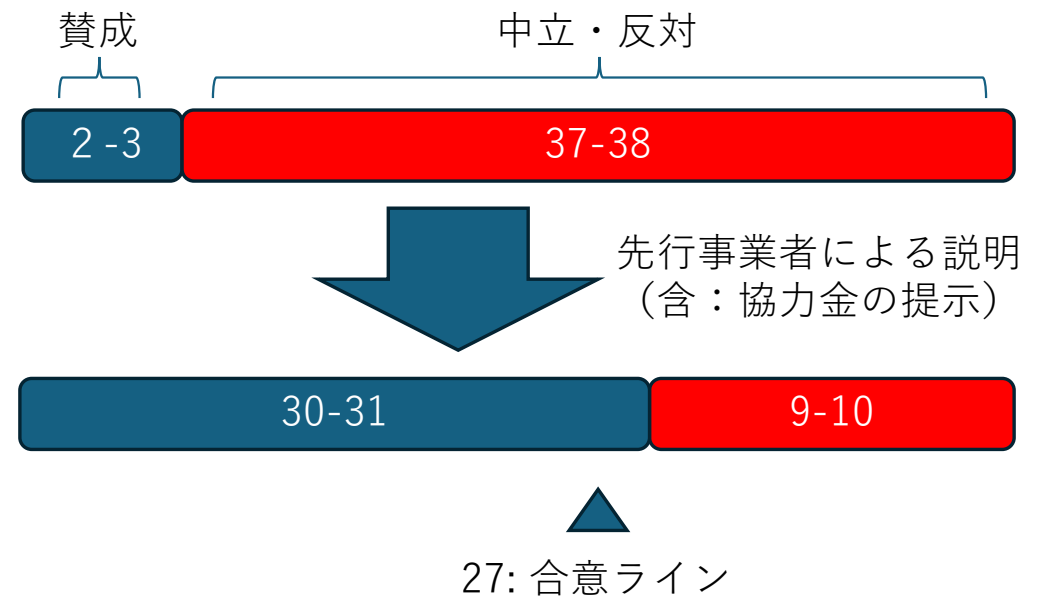
準備区域の整理（3（2））：

準備区域では、利害関係者等と調整中のため現時点で有望区域への整理を望んでいない地域も対象に含まれる

意思決定の実態：秋田県の1漁協の事例

- 最後まで反対していた10名弱を除いて、当初より中立の（強い意見をもたない）組合員が多かったと思われる
- この中立の人々が、協力金の提示をうけて「賛成」に回って合意がなされている
 - この際、組合内部の同調圧力もあったかもしれない
- さらに、協力金は公表されておらず、それを提示しているのも落札「前」の先行事業者
 - 協力金の支払いは不確実

正組合員の意見変容（40人中27人で合意と内規）



出所：山口、田嶋、城山（2023）

質の高い合意形成に向けて

- Point of no return（回帰不能点）＝「ひっくり返しの余地」がなくなる点
 - これがなくなると、事業者として投資判断が困難。
 - 明示的な条件でひっくり返しの余地は残しつつ、実質的にはPoint of no returnがないと事業が進まない。
- 制度的な課題：極めて不透明なPoint of no returnの意思決定
 - 漁協での多数決の「結果」が県経由で中央に伝わる
 - どのように多数決を取っているのかは不透明（公開されない）
 - ここで漁業と風力の共存共栄に関する「合意」を担保する制度設計
 - 漁業調整の主体 ⇐ 環境影響評価におけるセントラル方式の議論との類似性
- 「理想的」にはこうした合意をすべての利害関係からとりつける